

市町村の施策・予算に対する

要 望 書

令和 7 年 9 月

（福）秋田県社会福祉協議会／秋田県地域福祉推進委員会

要望項目 1

民生委員・児童委員活動への協力促進について

首長の立場から、市町村内の企業、法人等に対し、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の担い手確保に対する協力及び社員・職員等が民生委員に就任することへの理解と、就労しながら民生委員活動（住民への相談支援や定例会・研修会への出席等）を行う場合の有給休暇・職務免除等の配慮を求めているよう要望します。

なお、県に対しても、知事から県内の企業等に対して協力を求めているよう別途要望を行うとともに、市町村への要望についてもご理解とご支援をいただいております。（＊１－２）

《要望内容の背景》

- 近年の様々な社会状況の変化に伴い、地域住民を取り巻く課題が複雑化・深刻化する中、民生委員は地域住民の身近な相談相手、関係機関へのつなぎ役として尽力しています。
- しかしながら、令和４年１２月の民生委員の一斉改選時には県内で２５３名の欠員が生じており、改選のたびに増加する傾向にあるほか、民生委員の年齢についても高年齢化の傾向が続いています。（＊１－１）
- その大きな要因として、人口減少・少子高齢化の進行に加えて、定年延長等の働き方の変化が挙げられます。今後、民生委員の担い手を安定的に確保していくためには、就労との両立をしやすくする取組が不可欠です。

＊１－１ 本県における一斉改選時の民生委員充足率

一斉改選年	充足率	欠員状況	平均年齢
平成 25 年 12 月	96.4%	11 市町村で 122 名	64.6 歳
平成 28 年 12 月	96.0%	15 市町村で 137 名	65.7 歳
令和元年 12 月	95.0%	19 市町村で 169 名	66.8 歳
令和 4 年 12 月	92.5%	19 市町村で 253 名	67.3 歳

秋田県民生児童委員協議会調べ

《県（市町村）内法人代表者》 様

秋田県知事（〇〇市町村長） 〇〇 〇〇

秋田県（〇〇市町村）民生（委員）児童委員協議会 会長 〇〇 〇〇

民生委員・児童委員の就任及び活動に対する支援・協力について（依頼）

（時節の挨拶）

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として地域の多様な相談に応じ、その解決に向けて取り組んでいます。近年、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方の生活課題や孤独・孤立の問題、ひきこもり、ヤングケアラーの課題など、住民一人一人を取り巻く環境の変化は著しく、複雑かつ多様化しています。その中で、民生委員・児童委員による見守りや相談支援の重要性は一層増しています。

現在、本県（市町村）では〇〇名の民生委員・児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受け、活動をしています。また、12月1日付けの一斉改選では、このうち、〇割以上が交代し、〇〇名が新たに民生委員・児童委員としての活動を開始される予定です。就労と両立して活動される方も多く、引き続き、貴社の御協力・御支援を賜りたく存じます。

つきましては、貴職におかれましては、民生委員・児童委員に就任を希望する従業員が貴社におられる際には、特段の御高配を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

また、就任された方が、住民に対する相談支援や、関連の会議・研修への出席等の活動を行う際には、休暇の付与や職務の免除等、職場としての御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

本県（市町村）及び本会としましても、住民一人一人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、民生委員・児童委員の活動に御賛同いただき、地域福祉全般の円滑な推進に引き続き御支援、御協力を賜れますと幸いです。

【参考】根拠法令（抜粋）

民生委員法

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

要望項目 2

災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定の締結について

市町村と当該市町村社会福祉協議会との発災時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定締結について、未締結の市町村におかれては、早急に社会福祉協議会等関係機関と協議し、協定を締結していただくよう要望します。また、締結済みの市町村におかれましても、災害救助法改正等に応じた更新を適宜行っていただくよう要望します。

なお、県に対しても、県内各市町村における協定締結の促進にご協力いただくとともに、法改正等に応じた協定の更新について市町村にご助言くださるようお願いをしております。

また、災害救助法の対象経費として「福祉」が明確に位置付けられたものの、同法の対象外となる費目等については、これまでも協議のうえ必要に応じて行政による経費負担をしていただいているところであり、今後も災害の規模等を勘案のうえ、引き続き柔軟な対応をいただけるようお願いします。

《要望内容の背景》

- 災害ボランティアセンターは自治体の要請に基づき設置・運営されますが、発災時の迅速な災害ボランティア支援やその後のスムーズな災害福祉支援などを可能とするためには、経費負担や発災時・復旧期・生活再建期のそれぞれのフェイズにおける各関係機関の役割分担、事務手続きの手順などについてあらかじめ整理したうえで協定を締結しておくことが重要です。
- 秋田県社会福祉協議会が行った調査によると、令和7年5月31日現在、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を市町村と締結していると回答した市町村社会福祉協議会は16か所と、前年度からは大幅に増加したものの、まだ全体の6割にとどまっています。（＊2）
- 令和7年の災害救助法等の改正により、「福祉サービスの提供」が正式に法制度の中に位置づけられることとなり、社会福祉協議会職員（応援職員を含む）が行う災害ボランティアセンターの運営支援についても災害救助費、救助事務費の対象となる旨内閣府から示されていますが、運営に係る各種費用（消耗品費、器具什器費、保険料、警備委託費等）等の財政面の手当ては明確になっていません。

* 2 社会福祉協議会 災害協定締結状況一覧

No.	社協名	行政(市町村)					ライオンズ クラブ	青年 会議所	ロータリー クラブ	その他
		済	締結日	調整 中	今後 調整	未定				
1	秋田市社会福祉協議会					○				
2	能代市社会福祉協議会	○	R5.3.1							
3	横手市社会福祉協議会				○					
4	大館市社会福祉協議会			○						
5	男鹿市社会福祉協議会	○	R7.3.26							
6	湯沢市社会福祉協議会	○	R7.2.20							
7	鹿角市社会福祉協議会	○	R4.8.4							
8	由利本荘市社会福祉協議会	○	R6.10.1							
9	潟上市社会福祉協議会	○	R7.4.22							
10	大仙市社会福祉協議会	○	R4.3.17						R3.11.11	
11	北秋田市社会福祉協議会	○	R7.5.2							事前登録制
12	にかほ市社会福祉協議会	○	R6.2.19							
13	仙北市社会福祉協議会	○	R4.1.28							金融機関、建設業者など22企業、3団体が協力団体として登録済み(人員派遣、サービスの割引、炊き出し)
14	小坂町社会福祉協議会	○	R3.9.27							
15	上小阿仁村社会福祉協議会				○					
16	藤里町社会福祉協議会	○	R5.9.12							
17	三種町社会福祉協議会	○	R5.6.1							
18	八峰町社会福祉協議会			○						
19	五城目町社会福祉協議会	○	R3.12.23							秋田中部地区郵便局長会(人員派遣、資材提供)
20	八郎潟町社会福祉協議会				○					
21	井川町社会福祉協議会	○	R7.4.1							
22	大潟村社会福祉協議会					○				
23	美郷町社会福祉協議会	○	R4.9.26							
24	羽後町社会福祉協議会				○					
25	東成瀬村社会福祉協議会					○				
締結社協数		16		2	4	3	0	0	1	
	秋田県社会福祉協議会	○	R6.7.18				R2.4.15	R4.3.7		北海道・東北ブロック道県・指定都市社協(人員派遣、資機材提供)

秋田県社会福祉協議会調べ 令和7年5月31日現在

要望項目 3

将来を見据えた保育提供体制の維持について

人口減少地域においても住民が安心して子どもを産み育てることができる環境を担保するため、市町村が責任を持って地域の保育所と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備、保育・教育施設の維持等に引き続き積極的に取り組んでいただくよう要望します。

なお、県に対しては、市町村間の格差の是正及び小規模自治体等に対する財政面も含めた支援を講じていただくよう要望しています。

《要望内容の背景》

- 県が実施した「令和6年度保育施設・保育士等実態調査」によると、障害児を受け入れるに当たって加配した職員に対する市町村からの支援が「十分ではない」との回答が74.6%で、うちその理由として「補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため」との回答が83.3%と非常に高くなっています。（※3）
- また、自治体によって、子ども一人当たりの補助金額に大きな開きが見られるなど、受けられるサービスに格差が生じていますが、どうしても小規模な自治体単独では財政的にも厳しい面があると考えられることから、そうした自治体に対しては支援が必要です。
- 秋田県においては、令和6年1月～12月の出生数は3,282人で、前年から329人の減となっており、この減少幅が続くと、あとおよそ10年で生まれる子どもがいなくなるという危機的な状況です。
- 出生数が減少している状況下であっても、住民が安心して子どもを産み育てるために不可欠なインフラとして、保育・教育施設を地域社会において維持していくことは、自治体の存続にも関わる極めて重要な課題となります。

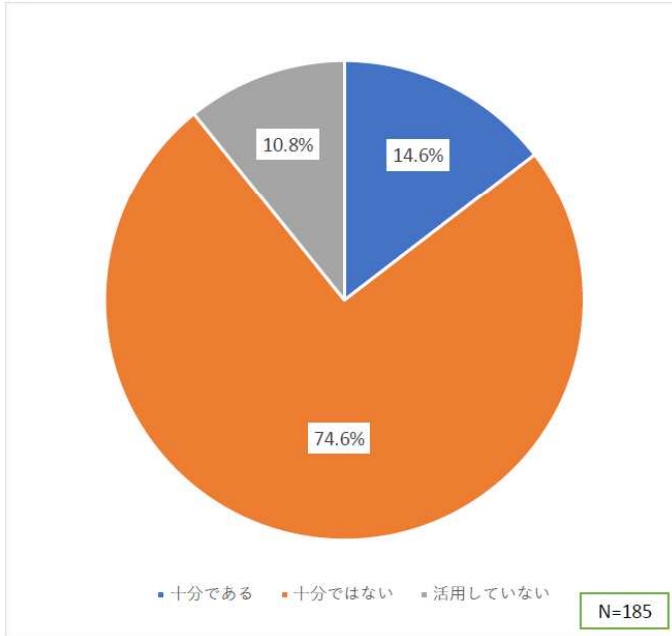
* 3 障害児保育における市町村の補助金についての調査結果

＜保育施設の調査結果から＞

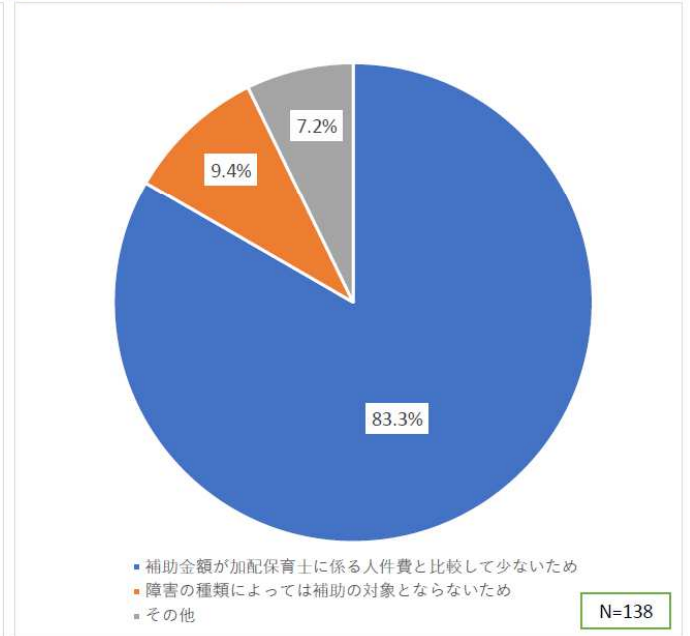
⑩市町村における補助の水準

○加配職員に対する市町村からの支援について、「十分ではない」と回答した施設が74.6%（138施設）を占めており、その理由として「補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため」と回答した施設が83.3%（115施設）に達している。

●市町村からの支援は十分か



●支援が十分ではない理由



＜市町村の調査結果から＞

障害児保育に係る市町村補助金の対象児童の範囲

○補助制度があると回答した14市町村のうち、対象児童の範囲として「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者」や「「特別児童扶養手当」支給対象児童」、「医師等による診断書・意見書がある児童」を挙げており、施設の認識ともほぼ一致しているが、「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」を対象としているのは8市町村に止まっている。

●補助金の対象児童の範囲

